

苅田港土砂処分場公有水面埋立事業計画段階環境配慮書に対する 環境の保全の見地からの市長意見

1 土砂処分計画について

本事業は、苅田港内の浚渫土砂を処分する計画であるが、「新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業環境影響評価方法書」によると、当該事業でも関門航路及び北九州港に加えて苅田港の浚渫土砂を処分することが示されている。ついては、苅田港の土砂処分計画を総合的に示し、浚渫土砂発生量の総量や各土砂処分場の受入時期及び処分量等について分かりやすく環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。

2 計画段階配慮事項について

計画段階配慮事項の調査、予測及び評価において、複数案の比較結果が示されているが、環境影響の程度について分かりやすいよう記載を修正し、方法書に反映すること。

3 方法書作成に向けた留意事項

（１）自然環境に関する文献調査の充実

本市等により、これまで曾根干潟や周辺海域において動植物等自然環境に関する調査が多数実施されている。方法書の作成にあたっては、文献調査を充実し、自然環境の現況を適切に把握すること。

（２）水環境の予測手法について

水環境の環境影響評価については、他の埋立事業との複合影響の予測が可能な手法を採用すること。